00—01　ＰＵＤＴ

審判等の種類

１．　審判

(1) 拒絶査定不服審判（特§121、意§46、商§44、商附則§13）

(2) 補正却下決定不服審判（意§47、商§45）

(3) 無効審判

① 特許（登録）無効審判（特§123、旧特§184 の 15①（H7.6.30 以前の出願）、実§37、旧実§48 の 12①（H7.6.30 以前の出願）、意§48、商§46）

② 延長登録無効審判（特§125 の 2、特§125 の 3）

③ 書換登録無効審判（商附則§14）

(4) 訂正審判（特§126）

(5) 商標登録取消審判

① 登録商標の不使用による取消審判（商§50）

② 登録商標の不正使用による取消審判（商§51、§53）

③ 類似商標の移転に伴う混同防止の取消審判（商§52 の 2）

④ 同盟の一国における標章の所有者の代理人または代表者による商標の不当登録に対する取消審判（商§53 の 2）

なお、防護標章登録に係る審判については、商標に関する規定及び商標法附則の規定を準用している（商§68④、商附則§23）。

２．　申立て、申請

(1) 異議の申立て（最終処分）

① 特許異議の申立て（特§113）

② 商標登録異議の申立て（商§43 の 2）

(2) その他申立て、参加申請（中間処分）

① 除斥又は忌避の申立て（特§139～§144、§144 の 2⑤、実§41、意§52、

商§56①、§68④）

② 参加申請（特§148、§149、実§41、意§52、商§56①、§68④）

③ 証拠保全の申立て（特§150、§151、実§41、意§52、商§56①、§68④）

３． 再審（特§171①、実§42①、意§53①、商§57①）

４． 判定（特§71①、実§26、意§25①、商§28①、商§68③）

５． 裁判所からの鑑定の嘱託（特§71の2、実§26、意§25の2、商§28の2）

６． 税関長からの意見照会（関税法§69の7①、§69の17①）

（改訂 R5.12）

00—02　ＰＵＤＴ

電子情報処理組織による審判手続

１．特許庁長官又は審判長に対する手続

特許庁長官又は審判長に対する手続であって、経済産業省令で定めるもの（特定手続）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法§3①、特例法施規§10）。

特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなされる（特例法§3③）。

令和６年１月からは無効審判請求書や異議申立書等の手続も、電子情報処理組織を使用して提出することができる（特例法施規§13②③）。この手続を「電子特殊申請」といい、詳細は、特許庁ウェブサイト掲載の「申請手続のデジタル化について」（https://www.jpo.go.jpsystem/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html）及び「審判手続の電子特殊申請について」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shinpan_digitalize.html）を参照。

２．特許庁長官、審判長、審判官又は審判書記官が行う処分等

特許庁長官、審判長、審判官又は審判書記官は、法令の規定により文書をもって行うものとされている行為であって、経済産業省令で定めるもの（特定処分等）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法§4①、特例法施規§23）。

特定処分等を行うときは、その記名押印に代えて、交付済みの識別カード又は生体認証、及び、暗証番号の入力により、審判官等を明らかにする（特例法施規§23の3）。

特定処分等については、当該特定処分等を文書をもって行うものとして規定した法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなされる（特例法§4

②）。

特許庁長官又は審判長は、法令の規定による通知又は命令であって、経済産業省令で定めるもの（特定通知等）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法§5①、特例法施規§23の4）。

電子特殊申請により提出された無効審判請求書等については、特許庁長官又は審判長は、当該審判請求書等の副本の送達等に代えて、当該送達等を受ける者の承諾を得て、当該審判請求書等の副本に記載すべき事項を電磁的方法（ＤＶＤ－Ｒ）により提供することができる。この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該審判請求書等の副本の送達等を行ったものとみなされる（特例法§10②）。

３．審判種類ごとの運用

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判については、原則として、電子情報処理組織を使用して審判手続が行われる。

上記１のとおり、無効審判請求書、異議申立書等の申請手続は、書面、文書による手続のほか、電子情報処理組織を使用した手続（電子特殊申請）により行うこともできる。なお、本審判便覧の各節において、副本等の提出については書面等によるものを記載しているが、電子情報処理組織を使用した手続（電子特殊申請）においては、相手方及び審理用の副本の提出は不要である（特例法施規§10の3）。

（改訂 R5.12）

00—03　D

国際意匠登録出願に係る審判

国際意匠登録出願とは、日本国をジュネーブ改正協定第１条(xix)に規定する指定締約国とする国際出願であって、その国際出願に係るジュネーブ改正協定第１条(vi)に規定する国際登録についてジュネーブ改正協定第10条(3)(a)の規定による公表がされ、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第10条(2)に規定する国際登録の日にされた意匠登録出願とみなされた国際出願をいう（意§60の6）。

国際意匠登録出願に係る審判においては、以下の特別な取扱いを行う。

１．　請求人又は被請求人

(1) 請求人又は被請求人の表記

ア 請求人は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、申請書類（審判請求書、手続補正書等）における請求人の氏名（名称）及び住所（居所）を日本語及び原語で併記する必要があり、原語は国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（意施規§2の3、意施規様式12）。なお、識別番号を記載するときには住所の記載を省略することができる（意施規様式12、特例法施規§2）。

イ 請求人又は被請求人は、上記以外の審判（無効審判、判定等）の手続において、申請書類における国際登録の名義人の氏名（名称）及び住所（居所）を原語で記載する必要があり、原語は国際登録簿に記載された文字と同一の文字で記載する（意施規§2の3）。日本語での記載は必要ない。

ウ 特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、発送書類（審決書等）における請求人の氏名（名称）及び住所（居所）を日本語及び原語で記載する。

エ 特許庁は、上記以外の審判の手続において、発送書類における国際登録の名義人の氏名（名称）及び住所（居所）を原語で記載する。

(2) 請求人又は被請求人の氏名（名称）変更・住所（居所）変更

ア 国際登録の名義人は、国際登録簿に登録された名義人の氏名（名称）・住所（居所）に変更があるときは、世界知的所有権機関の国際事務局（以下、単に国際事務局という。）に対して届出を行う必要がある（ハーグ協定共通規則§21）。

イ 国際登録の名義人は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、識別番号を使用するにあたり申請人登録された氏名（名称）・住所（居所）に変更があるときは、特許庁長官に対して変更の届出を行う必要がある。国際登録の名義人は、上記以外の審判においては、特許庁長官に対して変更の届出を行う必要はない（特例法施規§4①）。

(3) 請求人又は被請求人の名義変更

ア 国際登録の名義人は、国際登録の所有権の移転を行うためには、国際事務局に対して届出を行う必要がある（ハーグ協定共通規則§21）。

特許庁は、国際登録簿に所有権の変更が記録されることにより、特許庁に対して名義変更が適正に行われたものとして取り扱い、日本においても意匠登録を受ける権利の承継又は国際登録を基礎とした意匠権の移転の効力が生じる（意§60の11、§60の19）。

ただし、日本においては、本意匠及びその関連意匠の意匠権は分離して移転することは認められないため、国際登録簿にこれに該当する所有権の変更が記録されたときには、特許庁は、国際事務局に国際登録簿に記録された所有権の変更が効果を有しない旨の宣言を送付する（ハーグ協定共通規則§21の2）。

イ 特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判においては、新たな名義人が識別番号を有していないときは、国際登録の所有権の変更があった後に新たな名義人が特許庁に対して最初に行う手続（代理人選任届の提出等）に基づいて識別番号の付与を行う（特例法§3③一四）。特許庁は、上記以外の審判においては、新たな名義人に対する識別番号の付与を行わない。

(4) 請求人又は被請求人の同一性の判断

ア 拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判において、請求人の同一性の判断は、申請書類における請求人の氏名（名称）・住所（居所）の原語表記、

及び日本語表記並びに識別番号の情報を国際登録簿及び当該事件にひも付けられた申請人登録情報と照合することにより行う。

イ 上記以外の審判において、請求人又は被請求人が国際登録の名義人であるときは、その者の同一性の判断は、申請書類におけるその者の氏名（名称）・住所（居所）の原語表記を国際登録簿と照合することにより行う。

２． 願書記載事項の和訳

審判官は、意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明について、審査においてされた和訳を確認する。審判でこれらの事項について補正がされたときには審判官がその補正の内容の和訳を行う。意匠が登録されたときは、この和訳は参考情報として日本の意匠公報（登録に係る意匠公報）に掲載される。

３． 世界知的所有権機関の国際事務局に対する通報

(1) 特許庁は、拒絶査定不服審判において、登録をすべき旨の審決が確定し、設定登録がされたときは、国際事務局に対して「拒絶の取下げの通報」又は「保護の付与の声明」を行う（ハーグ協定共通規則§18、§18の2）。

(2) 特許庁は、無効審判において、登録を無効とすべき旨の審決が確定し、確定登録が行われたときは、国際事務局に対して「無効の通報」を行う（ハーグ協定§15、ハーグ協定共通規則§20）。

４． 個別指定手数料の返還

(1) 特許庁は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、個別指定手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する（意§60の22①）。

個別指定手数料を納付した者は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月を経過した後は、返還の請求をすることができない（意§60の22②）。

(2) 登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

（個別指定手数料のうち登録料に相当する額）は、請求による返還請求の対象とならない（意§60の21③）。

（改訂 R5.12）